
青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 3 5 号。令和 3 年 2 月 1 7 日公布）における介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第一号被保険者に係る介護保険料算定の際に用いる所得段階の区分を変更するため、改正しようとするものである。

2 改正内容

所得段階の第 7 段階から第 9 段階までの境目となる合計所得金額が、介護保険法施行規則の一部改正により変更となったことから、所要の改正を行うものである。

3 施行期日

公布の日